

## 令和6年度第3回幕別町男女共同参画審議会議事録

### 1 開催日時

令和6年11月27日（水）18：30～19：45

### 2 開催場所

幕別町役場2階 会議室2－A・B

### 3 出席委員（6名）

大野委員、佐藤委員、中山委員、久保委員、河原委員、笹川委員

※ 山田委員、藤原委員、青木委員、笹原委員は欠席

### 4 議題

(1) 事業所アンケート調査結果の概要について

(2) 幕別町男女共同参画計画（素案）について

### 5 事務局出席者

佐々木住民課長

住民活動支援係：塩飽係長、佐々木主任、尾崎主事補

### 6 傍聴者

なし

## 7 議事録

(佐々木住民課長)

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第3回幕別町男女共同参画審議会を開催いたします。

本日、山田委員、藤原委員、青木委員、笹原委員から、欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

はじめに、開催に当たり、大野会長からご挨拶をお願いいたします。

(大野会長)

皆様こんばんは。

今日は、何かとお忙しい中、男女共同参画審議会の会議にお集まりいただきありがとうございます。円滑な審議の進行に努めさせていただきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

(佐々木住民課長)

ありがとうございました。

ここから先の議事進行は、大野会長をお願いいたします。

(大野会長)

それでは、次第の3にある議題に沿って、議事を進めます。

はじめに、議題の1、事業所アンケート調査結果の概要について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

説明に入る前に、本日の会議資料を確認いたします。事前にお配りしていますが、A4判、1枚ものの「会議次第」、その後ろからが資料になりまして、いずれも右上に資料番号を振っておりますが、A4判、3枚綴りの資料1「男女共同参画に関する事業所アンケート調査結果 概要」、A4判、冊子状の資料2「幕別町男女共同参画計画 素案」、A3判、片袖折りで4枚綴りの資料3「男女共同参画関連事業一覧」、残りは参考資料となっておりまして、1番目に、少し分厚いですが「男女共同参画に関する住民・事業所アンケート 調査結果報告書」と、前回の会議時にもお配りしていますが、参考資料2として「幕別町附属機関設置条例」、3として「幕別

町男女共同参画審議会規則」、最後に参考資料4「幕別町男女共同参画審議会委員名簿」となっておりますが、資料の不足はございませんでしょうか。不足がある場合は、事務局からお持ちしますので挙手をお願いします。

(1) 事業所アンケート調査結果の概要について

(塩飽住民活動支援係長)

それでは、事業所アンケート調査結果の概要について、資料1に沿ってご説明します。

男女共同参画に関するアンケートは、住民向けと事業所向けに実施しておりますが、住民アンケートについては、前回、第2回の会議において結果の概要をご報告しましたので、本日の会議では、事業所アンケートの調査結果をご報告いたします。

1ページの「1 調査概要」の囲みの中ですが、調査目的は、男女共同参画計画の策定にあたって、町内の事業所における男女共同参画の実情を把握し、計画に反映させることです。

次の「調査設計」ですが、調査対象は例年、町の方で実施している事業所雇用等実態調査において、昨年度調査時に回答のあった224の事業所としています。

224事業所に対して、7月下旬にアンケート調査票を郵送し、回答は8月末を期限として、郵送による調査票の返送か、インターネット上での回答を選択できるようにしており、結果、回収した数は155事業所分、回収率は約70%でした。

調査項目は、囲みの中、下の2行に記載しているように、大きく5つの項目で構成されており、設問数は13になりますが、この概要版においては、設問の中でも、特にワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進など、男女共同参画社会の実現に向けた課題になりうるような、特徴的な結果を抜粋しています。

なお、お配りした参考資料1「アンケート調査結果報告書」にすべての設問の集計結果を記載していることに加えて、調査に用いたアンケート帳票についても報告書の最後に添付しますので、後ほどご確認ください。

次に「2 事業所の属性」ですが、まず一つ目の業種については、建設業や医療・福祉、サービス業、農林漁業、卸売・小売業などが比較的多くなっており、事業形態としては株式会社や有限会社などの「法人」が大多数を占めていました。

従業員数については、10人未満と10～29人未満の区分が合わせて80%以上となっており、従業員数100未満の中小企業がほとんどでした。

また、管理職の数を男女別に集計したところ、女性は2割未満で、管理職は圧倒的に男性が多い状況となっていました。

ページをめくっていただいて、2ページの「3主な調査結果」に入ります。

(1)問3は、事業所の従業員数に関する設問であり、この図は、正社員と非正社員に分けて、従業員数を男女別に集計したグラフとなっていますが、図中の白いバー、「女性」の数値に着目してみますと、上の「正社員」では3割程度となっているのに対して、アルバイトやパート、派遣社員などの「非正社員」では50%を超えており、女性は非正規雇用の形態で働いていることが多いということが分かりました。

次に(2)問4は前ページの属性のところでも説明しました、事業所の管理職数について、事業所の規模別、男女別に集計したグラフとなっております、図からも読み取れるとおり、管理職の人数は、全体的に見ると男性が8割程度と女性を大きく上回り、従業員数の多い事業所では、特にその傾向が顕著でした。

続いて、3ページの(3)問5は、従業員のワーク・ライフ・バランスを確保するために、事業所として実施していること、またはこれから実施しようとしていることについて聞いている設問であり、図中の少し濃いグレーのバーは、すでに「実施している」ことを、薄いグレーのバーは「今後実施を検討している」ことをそれぞれ示しており、これらは各取組に対して前向きな回答と言えますが、そうした前向きな回答が最も多かったのは、上から4つ目の「時間外労働削減のための対策」で、合計で75%程度となっていました。

このほか、グラフの下から3項目「有給休暇の拡大」「育児休業取得の促進」「介護休業取得の促進」についても、約半数の事業所が前向きな回答をしていました。

なお、この概要版の中には示していませんが、これらの取組は、従業員数が50人未満の事業所では「実施する予定はない」との回答が多い傾向が見られ、比較的小規模な事業所では取組が遅れている状況にあると考えられました。

次に4ページに移りまして、(4)問6は、「従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する際に想定される課題」を問う設問ですが、最も多くの事業所が課題として想定しているのは「代替要員の確保が難しい」となっており、その次に「売上減少等、経営への影響が懸念される」や「取組のための費用が負担となる」とする回答が多くなっていました。

また、ページの下半分にある(5)問8では、「男性の育児休業、介護休業取得が進まない理由」を尋ねていますが、第1位の「制度の対象となる従業員数が少ない」は別として、次に「制度の利用者の業務をカバーできる体制にない」が4割程度と多くなっており、上の問6でも代替要員の確保が難しい、という回答が多かったことと同様の点が、主だった課題として挙げられました。

続いて5ページ、(6)問11は「女性を積極的に採用するにあたって想定される課題」に関する

設問ですが、約半数の事業所が「家庭生活に配慮する必要がある」と回答したほか、ここでも「育児休業や介護休業の代替要員の確保」とした事業所が3分の1と、比較的高い割合を占めていました。

その下の問12は「女性を積極的に管理職に登用するにあたって想定される課題」を聞いており、第1位の「女性従業員が少ないまたはいない」は別として、「必要な経験・判断力を有する女性がいらない」や「女性自身が管理職になることを希望しない」とする回答が比較的多い結果でした。

6ページに移って、アンケート調査結果の概要はこれで最後になりますが、(7)問13は「男女共同参画社会の形成に向けて、行政に対して特に望むことは何か」という設問になっておりまして、「子育て支援に向けた保育サービスの充実」や「介護・看護を行っている人を支援するための介護・看護サービスの充実」といった、子育て・介護サービスに関する回答がそれぞれ3割程度と多くなっていたほか、参考資料としてお配りしているアンケート調査結果報告書の方に記載していますが、従業員数に関わらず、1～2割ほどの事業所が「男性の家事・子育て・介護等への参加を促す啓発」と回答しており、家事・子育て・介護に関する取組を望んでいるという点が特徴的でした。

事業所アンケート結果の概要については以上となりますが、前回の会議時、委員の皆様から「住民アンケートについて、女性を管理職に登用する際の障害になることなど、職場に関する設問では年代別のクロス集計をしてみてもどうか。」といったご意見をいただいておりますので、住民アンケートのうち、いくつかの設問については、年代別の集計結果も調査結果報告書の方に追加しておりますので、後ほどご確認ください。

ここで、参考資料1としてお配りしているアンケート調査結果報告書をご覧いただきたいのですが、113ページ目以降では、住民および事業所に対するアンケート調査の結果に基づく課題の整理として、例えば「男女平等の意識」、「家庭生活」、「女性の社会進出」といった大きな項目ごとに、男女共同参画に関する課題を抽出してありまして、本日、次の議題でご説明します、男女共同参画計画(素案)の作成にあたっては、アンケート結果から整理した課題を踏まえて、基本的な目標の設定や施策の方向性の設定を行っております。

議題(1)の説明は、以上です。

(大野会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

(質疑なし)

(大野会長)

なければ、議題の1につきましては、これで終了といたします。

(2) 幕別町男女共同参画計画(素案)について

(大野会長)

次に議題の2、幕別町男女共同参画計画(素案)について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

資料2の「幕別町男女共同参画計画(素案)」をご覧ください。

前回、第2回の審議会では、計画の基本的な構成や目標、施策の方向性を整理した、計画の骨格となる「男女共同参画計画」の骨子を提示させていただき、審議会の皆様からご意見を募ったところですが、今回ご提示する計画の素案では、骨子を基本にしながら、先ほどの議題で触れたアンケート調査結果の課題分析や、関係課に対する事業調査などを通して、各章の肉付けを行ってきましたので、お配りした素案に沿って、内容をご説明いたします。

最初に、表紙の裏にある目次に沿って、素案の構成について、概要をご説明します。

章立てとしては、第1章から5章で構成しております、その点は前回の会議でお示した骨子案から変更ありませんが、確認の意味も含めて、計画の全体像を把握していただくため、まずはこの目次を見ていただきながら各章の概要をご説明いたします。

第1章では、計画策定の趣旨にはじまり、男女共同参画社会の法律上の定義、男女共同参画に関わる国内外や北海道の動向、計画の位置づけ、計画期間といった、計画策定に関する基本的な考え方を整理しています。

次に第2章では、男女共同参画を取り巻く現状と課題ということで、先にご説明したアンケート調査結果の考察を中心として、内閣府の方で発行している男女共同参画関連の資料もまじえながら、本町における男女共同参画社会の実現に向けた課題について、整理しています。

次に第3章では、第2章で整理した課題の解決を図り、男女共同参画社会を実現するための3つの基本的な目標を定めています。

次に第4章では、第3章で定めた基本目標について、各目標を達成するための、男女共同参画関連施策の方向性と具体的な施策を定め、体系化しています。

なお、後ほど各章の詳細をご説明する際にもお話ししますが、各施策に関わる具体的な事業・

取組の内容については、先般、担当課に対して関連事業の調査を行い、お配りしているA3判の資料3の形に整理したところでありまして、委員の皆様からご意見をいただいた上で、素案の中に落とし込んでいきたいと考えております。

最後に第5章では、策定した計画の推進体制や、進捗管理といった事項を整理しています。

それでは各章の内容について、1ページからご説明します。

まず第1章、1つめの「計画策定の趣旨」ですが、男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題となっていること、そうした課題の解決に向けて、国や北海道でも計画を策定して各種施策を推進していること、一方で、わが国における男女共同参画は道半ばという現状にあることから、本町においても、男女共同参画社会の実現に向けて町独自の計画を策定することとした旨を述べています。

次の「2 男女共同参画社会について」では、男女共同参画社会基本法における「男女共同参画社会」の定義や、次の2ページの表1・2に示していますが、法律における5つの基本理念と国・地方公共団体・国民の責務について述べています。

続いて「3 男女共同参画をめぐる動向」については、男女共同参画に関連する国際社会、国内、北海道内の動きについて、歴史的な歩みや近年の情勢といったあらましを整理しており、詳細の説明は割愛させていただきますが、3ページの下部にあります、国の基本計画において定めている目指すべき4つの社会の姿については、①として男女が個性と能力を十分に発揮できること、②として人権が尊重されること、③として仕事と生活との調和が図られること、④として国際社会と協調することが示されています。

また、次の4ページの下部には北海道の基本計画において強調する3つの視点を記載していますが、①として人々の意識変革の推進、②として女性の活躍の促進、③として暴力防止の推進を掲げています。

続いて5ページの「4 計画の位置づけ」ですが、本町の計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村版の男女共同参画計画であり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となる旨を記載しています。

また、策定にあたっては国や北海道の計画を踏まえつつ、本町の総合計画や、関連する計画との整合性を図りながら、この審議会での審議も含めてですが、住民意見を取り入れていくこととしています。

次の6ページの図2は、上位計画である「第6期幕別町総合計画」の中に示している男女共同参画関連の施策の方向性となっており、男女共同参画社会の促進に向けて、ジェンダー平等やワーク・ライフ・バランスの普及促進、またそれらに関連して子育て支援策の充実といった

施策を掲げています。

次の「5 計画期間」については、10年計画としつつ、社会情勢の変化も踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとしています。

7ページに移りまして、第2章では、本日の議題(1)でもご説明したアンケート調査の結果から明らかになった現状をベースにしながら、この後の第3章で定める基本目標につながる形で、幕別町における課題を整理しています。

まず1つ目の「男女共同参画に関する意識」ですが、社会の中には、依然として固定的な性別役割分担意識が存在しており、そうした意識の解消が課題であるということを述べています。

図3は、内閣府の世論調査結果から作成したのですが、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識を聞いた結果、「賛成」や「どちらかと言えば賛成」といった、肯定的な意識を持つ人が男女とも3割前後いることが分かっています。

次の図4は本町の住民アンケート結果ですが、国の調査と類似した質問をしたところ、「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な人の割合は2割程度で、全国の数字よりは低かったのですが、やはり本町でも固定的な性別役割分担意識は根強く残っているものと思われました。

さらに、8ページの図5は本町における家庭内の役割分担の状況を男女別に集計したのですが、家事・子育て・介護などは主に女性が担当し、男性は働いて収入を得る役割を担当しているという現実が見て取れましたことから、男女共同参画社会の実現に向けて、社会の中にある「男は仕事、女は家庭」といったような固定観念の解消に向けた意識改革を、重要な課題の一つとして整理しております。

また、近年では、LGBTQなど、多様な性のあり方に対する社会的関心が高まっていることから、性の多様性に対する理解の促進に向けて、性差に関する偏見や無意識の思い込みの是正も課題として挙げています。

9ページに移りまして、2つ目の「すべての人が活躍できる社会環境」ですが、持続可能で多様性に富んだ活力ある地域づくりを進めるためには、政治・経済分野における女性の地位向上や、ワーク・ライフ・バランスの普及が必要といった点に言及しています。

図6は本町の住民アンケートのうち、「職場における男女平等」に関する設問から抜粋したのですが、「昇進」や「人事配置」の面では、特に「男性優遇」の傾向にあることが明らかとなっており、職場における女性の地位は、いまだ低い状況にあると考えられました。

また、次の10ページの図7は「地域における様々な活動への参加状況」を男女別に見たものですが、町内会など地域における意思決定や政治の場に参加するのは主に男性で、女性は子育てや介護といった、家庭内の活動を中心に担当している状況がうかがえました。

この図の後からは少し視点を変えて、女性の就業に関する現状について整理していますが、まず図8には内閣府の男女共同参画白書から抜粋した、正規雇用比率の推移を示しています。

これは、人口に占める役員・正規従業員の割合を年齢階級別、男女別に求めたものでして、図から分かる通り、女性は20代後半をピークに低下しており、結婚や出産を機に、正規雇用の継続を中断したり断念したりしているものと考えられています。

本町の事業所アンケートにおいても、11ページの図9に示しているように、正社員の女性は3割程度なのに対して、非正社員では半数以上になっており、女性の雇用形態については、社会的に見た傾向と同様な状況にあるものと思われました。

11ページの下半分以降では、ワーク・ライフ・バランスに関する現状を述べており、事業所アンケートにおいて、大半の事業所が、従業員のワーク・ライフ・バランス確保に向けて前向きな考えを持っているとの結果が得られたのですが、一方で、住民アンケートにおいて「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」の優先度について、理想と現実を尋ねたところ、次の12ページの図10に示していますが、理想と現実乖離しており、特に図中の男性を見ていただきたいのですが、グラフの一番左、少し濃いグレーのバー「仕事を優先したい」と考えている人は6%程度なのに対して、現実には24.8%、約4分の1の人が「仕事を優先している」状況にあることが分かりました。

以上のことから、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野において、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れながら、すべての人が活躍できる環境を整えることを重要課題として整理しております。

13ページに移りまして、3つ目の「女性に対する暴力」ですが、ここでは、個人の尊重と法の下での平等が謳われているにも関わらず、現実には、セクハラやDVなど、個人の尊厳を傷つける人権侵害行為が根深く存在していることを問題として捉え、その現状について示しています。

図11は、都道府県が設置している配偶者暴力相談支援センターの相談件数の推移ですが、年々増加の傾向で、近年も高水準で維持されており、本町の住民アンケート調査においても、DVの被害や相談を受けた経験について質問したところ、男性ではほとんど経験がなかったのに対して、女性では全体の1割程度が「被害や相談を受けたことがある」と回答しています。

DVだけでなく、ストーカー行為や、職場でのセクハラといった暴力は、重大な人権侵害行為であることから、あらゆる暴力をなくして安全・安心に暮らせる社会を作ることを課題の一つとして整理しております。

続いて14ページ「第3章 基本目標」では、先ほどの第2章でご説明した現状と課題を踏ま

え、男女共同参画社会の実現に向けた、3つの基本目標を定めています。

まず、基本目標Ⅰ「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」については、固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に関わりなく、お互いを尊重しつつ、すべての人が個性と能力を發揮できる社会を形成するため、家庭や職場、学校や地域社会などのあらゆる場において、男女平等や男女共同参画に関する啓発や教育を推進することとしています。

加えて、性の多様性に対する理解促進についても、基本目標Ⅰの中で掲げております。

また、具体的な内容は次の第4章の方に記載していますが、ここでも、基本目標の達成に向けた、施策の基本方向を提示しており、基本目標Ⅰについては、①男女共同参画への意識の向上、②男女平等の視点に立った教育の推進、③性を尊重する認識の浸透の3点を挙げています。

次に表3の推進目標をご覧ください。

素案の末尾、第5章でもご説明しますが、本町の男女共同参画計画は、今年度に策定し、次年度以降は進捗管理を実施していくこととしていますが、それに当たり、計画の進捗度合いを客観的に評価する必要がありますので、その指標になる事項を基本目標ごとに設定しております。

基本目標Ⅰの推進目標は、「固定的な性別役割分担意識が解消されている人の割合」としており、これは、住民アンケート調査において、「男は仕事、女は家庭という考え方」に否定的、同意しないという意味の回答をした人の割合を指標にしようというものでして、第2章でもご説明したように、本町では、性別役割分担意識は全国的な傾向と比べて解消されている状況でしたが、表の上を示した基本方向に沿って各種施策に取り組むことにより、さらなる改善を目指すこととしております。

15ページに移りまして、基本目標Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」については、多様性に富んだ活力ある地域づくりを進めるために、働く場や地域社会を含め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画や地位向上を促進すること、また、ワーク・ライフ・バランスの確保を図り、人生の各段階に応じた多様な生き方や働き方の選択を通じて、すべての人が活躍できる環境づくりを推進することとしています。

基本目標Ⅱの達成に向けた施策の基本方向としては、ここに示しているように、政治や経済の分野への女性参画の促進や、就業に関する環境整備など5つを挙げており、推進目標としては、「ワーク・ライフ・バランスに関するギャップの大きさ」を指標値に設定しています。

なお、この指標値については、住民アンケートの結果に基づいて設定しているものでして、12ページの図10をご覧くださいなのですが、これは先ほどもご説明したように「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度をグラフ化したもので、図中の理想と現実の差を足し上げて得ら

れる数値を推進目標の指標にしており、15ページに戻っていただきまして、表4の上に記載している基本方向に基づいた施策を推進することによって、理想と現実のギャップが縮小していくものと考えております。

続いて16ページ、基本目標Ⅲ「安心して暮らせる社会の実現」については、DVやセクハラといった女性に対する暴力の根絶に向け、人権に関する教育や啓発を通して暴力の予防・根絶に取り組み、安全・安心な社会づくりを推進することとしています。

また、生涯を通じて健康を維持することは、社会の中で安心して暮らすための前提となることから、妊娠・出産期や高齢期など、人生の各ステージに応じた健康支援を推進するとともに、あらゆる人が性別を問わず生きがいを持って安心して暮らせる社会を実現するため、貧困や障がいなど、様々な困難に直面している人の支援に向けた環境整備やサービスの向上にも取り組むこととしています。

基本目標Ⅲの達成に向けた施策の基本方向としては、①男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶、②みんなが安心して暮らせる環境の整備、③生涯にわたる健康づくりの推進の3点を挙げており、推進目標としては、住民アンケート結果から明らかになった、DVの被害や相談等の経験がある女性の割合を指標値として、各種施策の実施によって、割合の減少を目指すものです。

続いて17ページからの「第4章 計画の基本方向と基本施策」では、第3章で定めた各基本目標の達成に向けた施策の基本的な方向性について、住民や事業所に対して行ったアンケートの結果から抽出した課題を踏まえて、基本施策を整理するとともに、関係課に対する調査を行って、各施策に関連する具体的な事業や取組をまとめております。

なお、基本方向ごとの施策と具体的な取組については、表6のように記載していく方針ですが、素案の段階では表の左から2・3列目に「別紙 男女共同参画関連事業一覧を参照」としてありまして、A3判の資料3をご覧いただきたいのですが、現在、男女共同参画に係る町の事業・取組について、担当課に調査を行い、第一次の取りまとめが完了したところです。

素案においては17ページから21ページにかけて、基本目標ごとの施策や具体的な取組を記載していますが、本日は、資料3を用いて主だった取組をご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

本資料は、基本目標ごとに整理してありまして、資料1枚目が基本目標1、2枚目と3枚目が基本目標Ⅱ、4枚目が基本目標Ⅲとなっております。

表は、左から基本目標、施策の基本方向、基本施策を記載しており、その隣に各施策に関する具体的な事業等と、その取組内容、一番右が担当部署を整理しています。

資料中、いくつか空白の施策がありますが、第一次の調査では抽出しきれなかったもので、これらについては、庁内の作業部会でも内容を精査し、検討を継続しております。

委員の皆様におかれましても、本日の説明を聞く中で、施策の基本方向や具体的な施策について、修正が必要な箇所や過不足がないか、といったような視点で資料をご覧いただき、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

まず基本目標Ⅰ、基本方向①の基本施策については、男女共同参画への意識の向上ということで、具体的な取組として広報事業、パネル展の実施などを挙げています。

次の基本方向②については、学校教育や地域活動における男女平等教育を進めることとしています。

次に、基本方向③性を尊重する認識の浸透ですが、基本施策として、互いの性を尊重する認識の浸透と、多様な性への理解の促進に向けた取組を推進します。

特に、取組内容の下から2行目を見ていただきたいのですが、いわゆるパートナーシップ制度を整備することに取り組むこととしており、こちらについては現在、男女共同参画計画の策定と並行して制度設計を進めているところです。

続いて資料2枚目に移りまして、基本目標Ⅱ、基本方向①については、農業経営における女性の参画支援ということで、具体的な取組として農村アカデミー事業を挙げています。

基本方向②から④はいずれも就業に関する施策となっており、②男女がともに働くための環境整備として、ワーク・ライフ・バランスの普及や、その実現のための育児・介護支援体制の充実、資料3枚目に移りまして、家庭内で男女共同参画を推進するための各種取組を挙げています。

基本方向③就労における男女共同参画の促進としては、働きやすい労働環境の整備推進に取り組むこととし、④就業機会の確保では、女性の継続的な就業を支援する体制を促進するような取り組みを挙げています。

基本目標Ⅱの基本方向⑤では、町内会など地域活動や、防災分野における男女共同参画の推進に取り組むこととしています。

資料4枚目には基本目標Ⅲについて整理しておりまして、基本方向①に関する取組としては、DVの相談窓口設置などを挙げています。

また、基本方向②と③はすべての人が生涯にわたって安心して暮らせる社会づくりを推進するため、例えば障がい者や高齢者の方への支援体制充実や、妊娠・出産期における健康支援といった取組を挙げています。

素案の24ページに戻っていただきまして、今、資料3に沿ってご説明した基本目標、基本方

向、基本施策を、体系図にしたものを記載しております。

最後に第5章「計画の進捗管理」についてですが、1つ目に「計画の推進体制」として、庁内の推進体制を明確化することと合わせて、この審議会を基本に、住民からの意見を取り入れられるような体制を整えることなどを述べています。

2つ目の「計画の進捗管理」では、施策の進捗管理方法を定めておりますが、管理方法は大きく2つ、実施状況評価と効果検証に分かれています。

「実施状況評価」については、第4章でお示した各種施策の目標や実績を毎年度確認するもので、一方の「効果検証」については、定期的に、現実的には5年に1回と想定していますが、アンケート調査を実施して、基本目標ごとに設定した指標値の推進度合いを検証することとしています。

議題(2)の説明は、以上です。

(大野会長)

ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はございませんか。

(中山委員)

会社を経営している方々に聞くと、職場における男女平等の理想と現実にとてもギャップがあるということと、自分自身は農業分野に従事しているが、農村女性の地位の低さを痛感しており、女性の地位向上に向けて色々と考え、人の話を聞き、今回の審議会への参加経験も生かして今後の活動につなげていきたいと考えております。

ただ、資料も事前に読み込んで会議に参加しておりますが、情報量も膨大で、資料等の内容を理解する力がないと、男女共同参画の問題を考えていくことが難しいとも感じており、町が策定したことについて、住民にどれだけ浸透するのか疑問であります。町として、今回の計画をどのように浸透させていこうと考えているのでしょうか。

(佐々木住民課長)

まずは、毎回厚みのある会議資料が会議直前の送付になっておりますことをお詫び申し上げます。

男女共同参画計画をどのように浸透させるかということについてですが、こちらは基本計画であって、計画を策定したうえで、資料3にあります、各課で行う男女共同参画関連事業をアクションプランとして、毎年、実行・評価・検証・改善といった、PDCAのサイクルで行っ

ていきます。

男女共同参画社会の実現には、住民の意識を変えていくことが一番重要なところであり、短期間では難しいとは思いますが、関連する事業を改善しながら、毎年継続して地道に浸透させて行くしかないと考えております。

(大野委員)

他に質問やご意見はございませんか。

(中山委員)

事業所のアンケートについてですが、企業は、対外的な評価にも配慮しながら回答する傾向がみられるそうなので、結果を100%信用するのは危険、ということに注意が必要だと思います。

(佐々木住民課長)

ご意見ありがとうございます。町としても、アンケートの結果は、あくまでも全体の傾向と捉えて分析に利用しております。

(大野委員)

他に質問やご意見はございませんか。

(河原委員)

自分が勤めている事業所で、初めて男性の方から1年間、育児休業を取りたいという申出があり、まずは、育児休業制度について、理解することから始めてみると、知らないことばかりで大変苦労しました。

事業所の担当者が自分自身で勉強する必要があると思いますが、行政としても相談窓口や情報提供の窓口を充実させていただくと良いのではと感じました。

(中山委員)

雇用主が制度を学んで対応するしかないが、今は、学校等の行事に夫婦で参加している方が多いですし、せっかく育児休業を取得できる世の中にしたくても、制度を十分理解していない方が多いです。

介護もそうですが、育児休業等の制度について、町として窓口の設置、また町側の方から周

知して行ってほしいです。

(河原委員)

現在、私の勤務先では男性で育児休業を取りたいという方のほか、女性で出産する方もいまして、企業側も勉強しなくてはいけないのはもちろんですが、どう対応したらいいのかわからないのが現状だと思います。

アンケートの回答にもありましたが、結婚や出産を機に辞めてしまう女性が増えるという点については、各種制度について、辞める側も分からない、企業側も分からないことが大きな問題なのかなと感じました。

(大野委員)

育児休業取得中の職員の代替職員はいるのですか。

(河原委員)

男性は現場担当であり、対応する方法は聞いてないが、女性は事務職で、現在引継ぎを行っており、今いる職員で分担していく予定です。

また、時短勤務をしたいとの申出がありましたが、そういった制度を整えていないので、パートタイムの転換になるのか相談しているところです。

(中山委員)

私の事業所では、パートタイムやアルバイトを募集して、人員を確保しています。

(佐々木住民課長)

事業所関係では、商工観光課が窓口となって、制度の周知を図っております。

今回、計画策定する中で、出産から育児までに関わる各種事業を体系的に整理できますので、これまでは各課でそれぞれ施策に取り組んでいましたが、今後は担当間で相互に連携を図っていけるような体制を構築できるのかなと期待しております。

(大野委員)

他に質問やご意見はございませんか。

(佐藤委員)

14ページの基準値の「%」パーセントと、15ページの基準値の「ポイント」の違いは何ですか。

(塩飽住民活動支援係長)

「%」は、全体の数を「100」とみたときの割合を示しており、もう一方の「ポイント」については、12ページの図10にあります、例えば、男性の理想の一番左「仕事優先」の6.6%と、その下にある現実で「仕事優先」と回答した24.8%の差は18.2%になりますが、各選択肢の「%」の差を足し上げて得られる数値を「ポイント」と表記しております。

(大野会長)

他に質問やご意見はございませんか。

なければ、議題の2につきましては、これで終了といたします。

(佐々木住民課長)

事務局から一つお願いがございます。

現在、今回の計画の名称について、「男女共同」以外の言葉を使って、例えば「誰もが住みやすいまちづくりを目指して」といったような、サブタイトルをつけるなどの工夫ができないか考えているところであり、委員の皆様におかれましても、次回の審議会まで構いませんので、ご検討をお願いいたします。

(3) その他

(大野会長)

最後に、議題3のその他について、事務局から説明をお願いします。

(塩飽住民活動支援係長)

次回開催日程についてご説明いたします。

事務局としましては、次回、第4回審議会は、令和6年12月下旬を予定しておりまして、具体的な日程については、12月23日を第1候補として、委員の皆様のご都合がよろしければ、本日と同様の時刻で開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

(大野会長)

それでは、次回の会議は令和6年12月23日の月曜日、18時半から、会場はこちらの会議室と  
いうことで、よろしく願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。お疲れ様でした。